

被災者支援活動ニュース

鳥取県が一部損壊など、支援決定ふまえ 党県対策本部が県と市町村に第二次申し入れ

21日に発生した鳥取県中部地震にたいして、鳥取県は24日、知事先決で、被災者支援の予算をくみ、一部損壊にも支援するなど決定しました。日本共産党鳥取県中部地震対策本部は、今回の県の決定をうけ、このこと自体、被災者を励ますもので、歓迎するものとしつつ、この間とりくんできた被災者訪問、調査などをふまえ、26日に「第二次の申し入れ」をおこないました。

以下、要望内容から、二点ご紹介します。

「罹災証明書」は、広く申請を受け付けること

被災者の公的支援を受ける権利を保障するのが「罹災証明」です。その発行は公正で被災者が納得できるように実施することが大切です。申し入れでは『罹災証明書』は単に、住宅被害への保障だけでなく、税や保険料、公共料金等の減免・猶予など、被災者の生活全般に関する支援に役立つものであり『罹災証明書』の発行基準を、『住家被害の一部』に狭く捉えることなく、『発行基準』を柔軟にし、広く被災者を『罹災証明書』の発行対象とすること」と求めています。



☛ ブロック塀の被害を申請したところ、行政から「対象外です」と受け付けてもらえなかったという事例がおきています。しかし、被災者にとって、住家以外でも、ブロック塀、倉庫、蔵、店舗など、修繕には出費がともないます。こうした「罹災」もふくめて認定すべきです。行政が根拠にしている「住家被害認定基準」は法律でも政令でもなく、あくまで「ガイドライン」です。住宅以外の動産や人的被害を自治体に認めさせる運動が必要です。

住宅再建支援の上限額引き上げを

申し入れでは、「一部損壊の制度が復活したことは歓迎すべきことです。しかし、屋根瓦の補修などは100万円以上かかる場合もあり、今回の上限額30万円を鳥取県西部地震の際の50万円までひきあげること」。また、全壊住宅の支援上限額は、300万円では住宅再建には不十分であり、岩手県のように、「500万円に引き上げる」よう求めました。



☛ 地元紙は、「再建支援 最大30万円」「瓦落下など 一部破損の世帯 全国初」と報じました。しかし、2000年の鳥取県西部地震のとき、片山善博知事（当時）が創設したのが最初であり、全壊300万円、半壊150万円、一部損壊上限50万円という支援制度でした。ところが、その後国が全壊300万円、半壊150万円の住宅支援制度をつくるなかで、県は、一部損壊の支援制度を廃止したのです。

今回の決定は歓迎すべきですが、実績のある上限50万円以下にする理由はないはずですが、また、全壊300万円では家を建て替えることはできません。被災地のつよい要望であり、岩手県でもやっているように、500万円に、引き上げるべきです。